

## 療養費【治療用装具】申請について

### 【ご注意いただきたいこと】

治療用装具は、治療を目的として一時的に使用するものです。

必ず支給されることが保証されているものではありません。

健康保険の給付を受けることができるのは、健康保険組合がやむを得ないものと認めた場合のみです。

保険医療機関や装具業者から「装具は必ず保険が使えるので、後で払い戻しが受けられます。」と説明を受けたり、医師に勧められた場合でも健康保険組合の判断により支給対象とならない場合があります。

### 【支給基準（原則、以下のすべてを満たしていること）】

- ① 保険診療の範囲内での医療処置で対処することができない場合に、保険医が治療のため必要不可欠と認めた装具であること。装具作製後、装具について保険医の確認とその後の継続的な効果検証がされていること。
- ② 患部に直接作用（支持・矯正・固定・免荷）し、原因疾患の解消を目的としたものであること。
- ③ 患者の身体に合わせて個々に作製・装着されるものであること。（個別の状況や事例により一部既製品でも審査の上支給可否を判断します）
- ④ 症状固定前（治療中）であること、障がいのため日常生活で必要とするものでないこと。

※ 上記を満たしていることを前提として、各種調査・審査を行い支給の可否決定を行います。提出書類が「体裁を整えた状態で申請されているだけ」で支給できるものではありません。「被保険者自身の判断で書面上支給可能」と解釈されても、支給することはできません。基本的に治癒の見込みがないもの（装具に限りません）は、健康保険の給付対象外です。

### 【支給基準を満たさない例】

- ・ 日常生活の向上・改善・利便性を目的とするもの（歩行の改善や転倒防止等）
- ・ 介護・リハビリ目的のもの
- ・ 痛みの緩和を目的とするもの
- ・ 一般流通している市販品やそれらの加工品
- ・ 予防目的のもの（症状の進行を予防する目的で使用）  
健康保険法では、予防に関するものは給付の対象外です。例）歯科検診、人間ドック健診等
- ・ スポーツ目的のもの（スポーツする際に一時的に使用）
- ・ 手術や処置の際に患部の固定やサポートを目的として使用されたもの

以上